

王寺町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 王寺町は、奈良県地方創生総合戦略及び王寺町総合戦略に基づき、王寺町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、奈良県と共同して行う移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から王寺町に移住し、就業又は起業した者等に対し、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領（以下、県実施要領という。）、王寺町補助金等交付規則（平成18年3月王寺町規則第1号）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、2人以上の世帯での移住による申請の場合にあっては100万円、単身での移住による申請の場合にあっては60万円とする。

(対象者要件)

第3条 次の（1）の要件を満たし、かつ（2）、（3）、（4）、（5）又は（6）の要件に該当し、2人以上の世帯での移住による申請をする場合にあっては（7）の要件を満たす申請者を対象とする。

（1）移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定地域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年から令和2年の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

（イ）住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学

し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も（ア）及び（イ）における移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）令和元年8月1日以降に転入したこと。

（イ）移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

ただし、起業については事業年度の11月末日までに転入し、当該年度の2月末日までに移住支援金の申請をしていること。

（ウ）王寺町に、移住支援金の申請から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（イ）日本国籍を有する者又は、外国籍を有する者であって出入国管理及び難民認定法別表第2に規定する在留資格を有する者又は特別永住者としての許可を受けた者であること。

（ウ）申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、奈良県及び王寺町が認める場合を除く。

（エ）その他奈良県又は王寺町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（2）就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）勤務地が奈良県内に所在すること。

（イ）就業先が、奈良県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。奈良県以外のマッチングサイトに掲載している求人による就業は対象外とする。

（ウ）週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

（エ）上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

（オ）当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

（カ）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

（3）専門人材に関する要件

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチ

ング事業を利用して移住及び就業し、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が奈良県内に所在すること。
- (イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等により勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(4) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、通勤しない）こととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。
- (ウ) 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(5) 関係人口に関する要件

次の（ア）に該当し、かつ（イ）～（エ）までのいずれかの事項に該当すること。

- (ア) 王寺町ふるさと寄付金の寄付実績を有する者（令和 3 年 4 月 1 日以降の寄付金額の累計が 10 万円以上の者が対象）
- (イ) 農林水産業に就業する者
- (ウ) 家業へ就業する者
- (エ) 自治会に加入する者

(6) 起業に関する要件

1 年以内に奈良県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(7) 世帯に関する要件（2 人以上の世帯での移住による支援金を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、令和元年 8 月 1 日以降に転入したこと。
- (エ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後 1 年以内

であること。

(オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、移住支援金交付申請書（様式第1号）、移住先における就業先の就業証明書（様式第2号）及び本人確認書類に加え、第3条（1）の要件を満たし、かつ（2）、（3）、（4）、（5）及び（6）の要件に該当し、2人以上の世帯での移住による申請をする場合にあっては（7）の要件を満たすことを証する次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

（1）移住に関する書類

（ア）移住前の在住期間及び在住地がわかる住民票

（イ）退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等、移住元での在勤地・就業時間を確認できる書類

（2）関係人口に関する書類

（ア）農林水産業への就業を証明できる書類

（イ）家業への就業を証明できる書類

（ウ）自治会への加入に関する誓約事項（様式第1号（別紙3））

（3）起業に関する書類

（ア）奈良県が交付する起業支援金交付決定通知の写し

（4）世帯に関する書類

（ア）移住元及び申請時において同一世帯であることがわかる住民票

（5）その他町長が必要とする書類

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

審査の結果支援金の交付を不适当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の請求)

第6条 前条の規定により移住支援金交付決定通知書を受けた者は、速やかに移住支援金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第7条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第8条 奈良県及び王寺町は、奈良県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、奈良県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第9条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして奈良県及び王寺町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した王寺町から転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 企業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した王寺町から転出した場合

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、奈良県と王寺町が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年2月3日から施行する。

2 この要綱による改正後の王寺町移住支援金交付要綱第3条ア(ア)の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後の施行後の転入者について適用し、施行日前の転入者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年７月７日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。